

## 【 グループホーム桂葉 利用料金 】

利用料金（介護サービス費二割負担の場合）

令和3年4月1日現在

項目/介護度		要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費		1,496 円	1,504 円	1,574 円	1,622 円	1,654 円	1,688 円
食費	朝食	300円					
	昼食	400円					
	夕食	400円					
	合計	1,100円/日					
家賃		500円/日					
水道光熱費		450円/日					
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 〈介護保険適用負担額〉		※1 12 円/日					
合計	1日あたり	3,558 円	3,566 円	3,636 円	3,684 円	3,716 円	3,750 円
	1ヶ月(30日)	106,740 円	106,980 円	109,080 円	110,520 円	111,480 円	112,500 円

各種加算項目（介護保険適用負担額）

○初期加算

入居した日から30日間のみ

1日あたり60円

○退去時相談援助加算

利用期間が1ヶ月を超えた利用者が自宅へ退去する場合、自宅や地域での生活が継続できるように相談援助させていただきます。

1人につき1回限り800円

○看取り看護加算

医師により回復の見込がないと判断された利用者で本人及び家族がホームでの看取りを希望された場合、医師、看護師、介護職員と連携をとりながら家庭的な環境のもとで最期を迎えられることができるよう援助させていただきます。

死亡日以前31～45日 144円/日

死亡日以前4～30日 288円/日

死亡日前日及び前々日 1,360円/日

死亡日 2,560円/日

○口腔衛生管理体制加算

歯科医師、又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合

1月あたり60円

○口腔・栄養スクリーニング加算

介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報について利用者を担当する介護支援専門員に提供している場合

1回あたり40円（6ヶ月に1度を限度）

○栄養管理体制加算

管理栄養士（外部との連携含む）が日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行なった場合

1月あたり60円

※1 職員の配置・勤務状況により、下記の加算内容及び料金が変わる場合があります。  
事前に説明させていただきますのでご了承下さい。

- サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 1日あたり44円  
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上、または勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上である。
- サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 1日あたり36円  
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上である。
- サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 1日あたり12円  
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上、または常勤職員の占める割合が75%以上、または勤続7年以上の介護福祉士の占める割合が30%以上である。
- 特定処遇改善加算（Ⅱ）  
所定単位数にサービス別加算率（2.3%）を乗じた単位数で算定
- 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）  
所定単位数にサービス別加算率（11.1%）を乗じた単位数で算定
- 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）  
所定単位数にサービス別加算率（8.1%）を乗じた単位数で算定
- 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）  
所定単位数にサービス別加算率（4.5%）を乗じた単位数で算定

（その他）通院時の受診料・薬代、理美容費、行事参加費、おむつ代等の日常生活に必要な費用は自己負担となります。

## 【 グループホーム桂葉 利用料金 】

利用料金（介護サービス費三割負担の場合）

令和3年4月1日現在

項目/介護度		要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費		2,244 円	2,256 円	2,361 円	2,433 円	2,481 円	2,532 円
食費	朝食	300円					
	昼食	400円					
	夕食	400円					
	合計	1,100円/日					
家賃		500円/日					
水道光熱費		450円/日					
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 〈介護保険適用負担額〉		※1 18 円/日					
合計	1日あたり	4,312 円	4,324 円	4,429 円	4,501 円	4,549 円	4,600 円
	1ヶ月(30日)	129,360 円	129,720 円	132,870 円	135,030 円	136,470 円	138,000 円

各種加算項目（介護保険適用負担額）

○初期加算

入居した日から30日間のみ

1日あたり90円

○退去時相談援助加算

利用期間が1ヶ月を超えた利用者が自宅へ退去する場合、自宅や地域での生活が継続できるように相談援助させていただきます。 1人につき1回限り1,200円

○看取り看護加算

医師により回復の見込みがないと判断された利用者で本人及び家族がホームでの看取りを希望された場合、医師、看護師、介護職員と連携をとりながら家庭的な環境のもとで最期を迎えられることができるよう援助させていただきます。

死亡日以前31～45日 216円/日

死亡日以前4～30日 432円/日

死亡日前日及び前々日 2,040円/日

死亡日 3,840円/日

○口腔衛生管理体制加算

歯科医師、又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合

1月あたり90円

○口腔・栄養スクリーニング加算

介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報について利用者を担当する介護支援専門員に提供している場合

1回あたり60円（6ヶ月に1度を限度）

○栄養管理体制加算

管理栄養士（外部との連携含む）が日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行なった場合

1月あたり90円

※1 職員の配置・勤務状況により、下記の加算内容及び料金が変わる場合があります。  
事前に説明させていただきますのでご了承下さい。

- サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 1日あたり66円  
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上、または勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上である。
- サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 1日あたり54円  
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上である。
- サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 1日あたり18円  
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上、または常勤職員の占める割合が75%以上、または勤続7年以上の介護福祉士の占める割合が30%以上である。
- 特定処遇改善加算（Ⅱ）  
所定単位数にサービス別加算率（2.3%）を乗じた単位数で算定
- 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）  
所定単位数にサービス別加算率（11.1%）を乗じた単位数で算定
- 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）  
所定単位数にサービス別加算率（8.1%）を乗じた単位数で算定
- 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）  
所定単位数にサービス別加算率（4.5%）を乗じた単位数で算定

（その他）通院時の受診料・薬代、理美容費、行事参加費、おむつ代等の日常生活に必要な費用は自己負担となります。

## 【 グループホーム桂葉 利用料金 】

利用料金（介護サービス費一割負担の場合）

令和3年4月1日現在

項目/介護度		要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費		748円	752円	787円	811円	827円	844円
食費	朝食	300円					
	昼食	400円					
	夕食	400円					
	合計	1,100円/日					
家賃		500円/日					
水道光熱費		450円/日					
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 〈介護保険適用負担額〉		※1 6円/日					
合計	1日あたり	2,804円	2,808円	2,843円	2,867円	2,883円	2,900円
	1ヶ月(30日)	84,120円	84,240円	85,290円	86,010円	86,490円	87,000円

各種加算項目（介護保険適用負担額）

○初期加算

入居した日から30日間のみ

1日あたり30円

○退去時相談援助加算

利用期間が1ヶ月を超えた利用者が自宅へ退去する場合、自宅や地域での生活が継続できるように相談援助させていただきます。

1人につき1回限り400円

○看取り看護加算

医師により回復の見込がないと判断された利用者で本人及び家族がホームでの看取りを希望された場合、医師、看護師、介護職員と連携をとりながら家庭的な環境のもとで最期を迎えられることができるよう援助させていただきます。

死亡日以前31～45日 72円/日

死亡日以前4～30日 144円/日

死亡日前日及び前々日 680円/日

死亡日 1,280円/日

○口腔衛生管理体制加算

歯科医師、又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合

1月あたり30円

○口腔・栄養スクリーニング加算

介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報について利用者を担当する介護支援専門員に提供している場合

1回あたり20円（6ヶ月に1度を限度）

○栄養管理体制加算

管理栄養士（外部との連携含む）が日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行なった場合

1月あたり30円

※1 職員の配置・勤務状況により、下記の加算内容及び料金が変わる場合があります。  
事前に説明させていただきますのでご了承下さい。

- サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 1日あたり22円  
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上、または勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上である。
- サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 1日あたり18円  
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上である。
- サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 1日あたり6円  
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上、または常勤職員の占める割合が75%以上、または勤続7年以上の介護福祉士の占める割合が30%以上である。
- 特定処遇改善加算（Ⅱ）  
所定単位数にサービス別加算率（2.3%）を乗じた単位数で算定
- 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）  
所定単位数にサービス別加算率（11.1%）を乗じた単位数で算定
- 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）  
所定単位数にサービス別加算率（8.1%）を乗じた単位数で算定
- 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）  
所定単位数にサービス別加算率（4.5%）を乗じた単位数で算定

（その他）通院時の受診料・薬代、理美容費、行事参加費、おむつ代等の日常生活に必要な費用は自己負担となります。